別紙　　安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案に対する意見募集の結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	原子力発電所の推進につながるので、大賛成。	第6次エネルギー基本計画では「原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」とされております。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、2050年のカーボンニュートラルの実現とエネルギー安定供給の両立を図るべく、将来のエネルギー危機にも耐えうる強靭なエネルギー需給構造の構築に向け、原子力のみならず、再エネ、水素・アンモニアなど、あらゆる電源を有効活用する必要があります。 令和5年2月10日に閣議決定されたGX実現に向けた基本方針でも、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。
2	日本は、原子力発電の比率を上げ、自然エネルギーと原子力発電のみでSDGs達成を目指すべきである。日本の原発は地震に強く、津波対策を徹底すれば、日本の原発に弱点はない。ミサイル攻撃によるリスクは、原子力発電のみならず、社会全体で共通のものである。一口に原発と言っても一枚岩ではなく様々な構造や型があるのに、原発を一括りにしてすべての原発が危険だと語るのは支離滅裂である。 放射能はがんやレントゲンなど医療の現場でも活用されており、有益でコントロール可能なものである。逆に言えば自然をコントロールすることは放射能をコントロールすることよりもずっと難しい。コントロール出来ない自然を利用した自然エネルギーに依存することはできない。そもそも、放射能は自然界にも存在する普遍的なものである。宇宙からは宇宙船が降り注ぎ、水道水にはトリチウムが含まれている。そもそも太陽は常に核融合している。 日本で「太陽光パネルを増やしたら電力不足解消」と思っている人は多いが、例えば関東内の建築可能な敷地を全部太陽光パネルで埋めても、夜間や雨の日の出力は原発1基にも遠く及ばない。 さらに言えば、今は核による戦争が起きかねない時代である。だからこそ唯一の被爆国である日本は原発で核の正しい使い方を世界に示すべきである。原発は核の平和利用であり、 原子力のあるべき姿を示すのが原子力発電である。 核のごみの処理と原発の安全性の確保は別問題であるし、そもそも核燃料サイクルが実現できれば、核廃棄物の半減期を8000年まで短縮できる。ピラミッドですら5000年近く維持できているのだから、現代の技術を持ってすれば、8000年程度最終処分場を維持・管理するのは容易いことだ。 そもそも、自然エネルギー100%推進派も原発推進派も今は存在しない技術を宛にしていると言う点では一致している。違うのは自然エネルギー100%の問題点は直近な解決が求められるのに対して、原発推進の問題点は猶予がかなりある、と言う点だ。だったら時間が解決してくれるであろう原子力発電所の方のイノベーションに期待した方が得策だ。 自然エネルギー100%で発電するのには未完成の技術を今すぐに必要とするのに対して、原子力発電所は発電しながら核のゴミの問題解決に取り組む事ができる。猶予がありその間にも発電できる原発こそがSDGsを実現する唯一の解決策である。原子力発電と自然エネルギーを両立し、原子力発電の発電比率を上げて、火力発電を廃止する事こそが、いとも簡単な脱炭素社会の実現方法である。 国民が求めるのは、険しい道の歩き方ではなく、安全な近道を記す経路である。	エネルギー政策を進める上では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（EconomicEfficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図る、S＋3Eの大原則が重要であると考えております。 単独の完璧なエネルギー源は存在しないことに鑑みれば、一つのエネルギー源に頼ることはリスクが高く、危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要」であり、再エネのみならず、原子力、化石燃料、水素など多様なエネルギー源をバランス良く活用していくことが重要であると考えております。 令和5年2月10日に閣議決定されたGX実現に向けた基本方針でも、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源への転換を進めていくこととしております。
3	【該当箇所】 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」の改正案の第一条 【意見内容】 「核燃料物質が原子核分裂の過程において放出する熱」の後に「（原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉において利用するものを除く。）」を追記すべき。 【理由】 原子力発電所では「核燃料物質が原子核分裂の過程において放出する熱」（以下、当該熱）を利用して発電が行われている。また、将来的に高温ガス炉ではこの熱を水素製造等に用いることも期待されている。核燃料物質は、他の非化石燃料と同様に今般の法改正によってエネルギーの対象とすべきもの（これは原子力発電による電気について、投入した核燃料物質の持つエネルギー量を一次エネルギーとみなすことと整合的）であり、そこから得られる熱についてもエネルギーの対象とすべきである。一方、核燃料プールで一時保管中の核燃料物質や使用済み核燃料などから自然に生じてしまう熱のように、当該熱の中でもエネルギー量の計量や利用促進が困難な熱もある。以上より、当該熱については、原子炉における利用分のみをエネルギーの対象とし、それ以外はエネルギーの対象外として整理するのが適当であると考える。	核燃料物質の核分裂によって放出される熱については、安全性が最優先されるため、本法律において使用の合理化の対象となるエネルギーの対象から除くこととしています。なお、原子炉で発電のため使用された核燃料物質を取り出したものである使用済核燃料からは、原子炉から取り出した後も長期に渡り熱が発生しますが、当該熱を熱利用することは現実的に想定されていないため、これについてもエネルギーの対象とはしないこととしつつ、政令においては、取り立ててエネルギーの対象から除く規定を置かないこととします。